

温泉法の概要について



温泉法の概要

温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

- ・温泉の保護等・・・温泉の掘削等の許可制、温泉源保護の措置
- ・温泉の採取に伴う災害の防止・・・温泉の採取の許可制
- ・温泉の利用・・・温泉の公共的利用の許可制、温泉の成分・禁忌症等の揭示



温泉利用事業者が揭示しなければならない項目

- ①源泉名
 - ②温泉の泉質
 - ③源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
 - ④温泉の成分
 - ⑤温泉の成分の分析年月日
 - ⑥登録分析機関の名称及び登録番号
 - ⑦浴用又は飲用の禁忌症
 - ⑧浴用又は飲用の方法及び注意
 - ⑨温泉に水を加えて公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
 - ⑩温泉に加温して公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
 - ⑪浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む）及びその理由
 - ⑫温泉に入浴剤を加え、または温泉を消毒して利用する場合は、入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- ※⑨～⑫の項目については、実施している場合に揭示することが義務付けられています。



温泉成分の定期的な分析

衛生上の観点や、温泉利用者の温泉への信頼確保の観点から、温泉事業者に対して温泉成分の定期的な分析（10年毎）とその結果に基づく揭示内容の更新が義務付けられています。

当社は、埼玉県初（埼玉県唯一）の温泉成分登録分析機関です。詳しくは、当社分析担当者 **貝森、清水（圭）**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線318、293）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

